

産休と賞与査定 のルール かんたん解説

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

産休と賞与査定ルールかんたん解説

産休期間は賞与査定に含まれるか？

産前産後休業（産休）期間が賞与の査定期間に含まれるかは、会社の就業規則や給与規定によって異なります。

区分	一般的な取り扱い	備考
民間企業	会社の規定による	多くは「欠勤」扱いとして、その期間分を賞与算定から除外（日割り計算等）するケースが一般的です。
公務員	査定期間に含まれる	産休は有給扱いとなることが多く、満額支給が基本です。

注意点：査定期間中に勤務実績があるにもかかわらず、「産休を取得したこと」のみを理由に賞与を全額不支給とすることや、査定以上の大幅な減額を行うことは、法律で禁止されている「不利益取扱い」に該当する可能性が高いため注意が必要です。

産休と賞与査定ルールかんたん解説

産休中の賞与計算例（月給制の場合）

規定により「実勤務日数」に応じて支給される場合の計算イメージです。

・条件：基本給30万円、賞与支給月数2ヶ月分、査定期間6ヶ月、産休期間2ヶ月（実勤務4ヶ月）

・計算式：

$30\text{万円} \times 2\text{ヶ月} \times (4\text{ヶ月} \div 6\text{ヶ月}) = 40\text{万円}$ ※これは一例であり、実際の計算方法は就業規則を確認してください。

賞与にかかる社会保険料の免除ルール

産休期間中に支給される賞与は、所定の手続きを行うことで社会保険料（健康保険・厚生年金保険）が免除されます。従業員負担分だけでなく、会社負担分も免除対象です。

・免除の要件：

賞与支給月の「末日」において、産前産後休業を取得していること ※期間の長さに関わらず、末日時点で産休中であれば免除対象となります。

・【重要】育児休業との違い（2026年時点）：

育児休業中の賞与に関する社会保険料免除には「賞与月の末日を含み、かつ連続した1ヶ月を超える休業」という要件がありますが、産前産後休業にはこの「1ヶ月超」の要件はありません。末日時点で産休であれば免除されます。

産休と賞与査定ルールかんたん解説

■ 手取りに影響する？賞与から控除されるお金

産休中の賞与であっても、すべての控除がなくなるわけではありません。社会保険料は免除されますが、税金や雇用保険料は通常通り計算され、支給額から差し引かれます。

- ・ **雇用保険料：免除対象外** たとえ産休中であっても、賞与が支給されれば雇用保険料の対象となります。通常通り、支給額に雇用保険料率を掛けた金額が控除されます。
- ・ **所得税：免除対象外** 所得税も免除の対象ではありません。支給される賞与額に応じた源泉徴収税額が計算され、天引きされます。
- ・ **住民税：納付が必要** 住民税は「前年の所得」に基づいて課税される税金です。そのため、現在産休中であるかどうかにかかわらず納付義務があります。賞与から住民税を天引き（特別徴収）している企業の場合、産休中に支給される賞与からも通常通り控除されるケースがあるため、あらかじめ把握しておくことが重要です。